

吹田市市民活動災害見舞金支給要領

制定 令和4年3月31日決裁
最終改正 令和6年8月7日決裁

1 趣旨

この要領は、市民活動中に心臓疾患等の疾病を発症し、又はその症状を悪化させたことにより死亡し、又は重度の障害の状態となった当該活動に従事する者等に対し、予算の範囲内において、市民活動災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) この要領において「重度の障害」とは、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1に該当する障害をいう。
- (2) この要領において「市民活動災害保障制度」とは、事故により市民活動に従事する者に損害が生じた場合等に、市長が別に定めるところにより死亡補償金等を支給する制度をいう。

3 支給対象者

- (1) 見舞金の支給の対象となる者は、市民活動災害保障制度の対象となる市民活動（市の主催又は共催により行う事業を含む。以下「市民活動」という。）に従事し、若しくは参加する者（以下「保障対象者」という。）又はその遺族とする。
- (2) (1)の遺族は、次に掲げる者とする。
 - ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、保障対象者の死亡当時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - イ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、保障対象者の死亡当時にその者と生計を同じくしていた者
 - ウ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、イに該当しない者
- (3) 見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、(2)の順位によるものとし、イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれに掲げる順序とする。この場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。
- (4) (3)の場合において、同順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者のうち1人を代表者に選任しなければならない。

4 支給の要件

- (1) 見舞金は、保障対象者が市民活動中に心臓疾患、脳疾患、呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症等の疾病を発症し、又はその症状を悪化させたことにより死

亡した場合又は重度の障害の状態となった場合に支給する。

(2) (1) に規定する死亡した場合又は重度の障害の状態になった場合とは、疾病を発症し、又はその症状を悪化させた日から起算して180日以内に死亡又は重度の障害の状態になった場合とする。

(3) (1) の規定にかかわらず、見舞金は、市民活動災害保障制度により死亡補償金等の支給を受けることができるときは、支給しない。

5 見舞金の額

見舞金の額は、次に掲げる見舞金の区分に応じ、定める額とする。

ア 死亡に係る見舞金（以下「死亡見舞金」という。） 500,000円

イ 重度の障害に係る見舞金（以下「重度障害見舞金」という。）

自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級に該当する障害 300,000円

自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第2級に該当する障害 200,000円

6 疾病の発症等の報告

見舞金の支給を受けようとする者（受けようとする事となる可能性がある者を含む。）は、保障対象者が市民活動中に4(1)の疾病を発症し、又はその症状を悪化させた日から起算して原則として30日以内に、市民活動中疾病発症等報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ア 市民活動の内容が確認できる書類

イ 市民活動に従事し、又は参加していたことが確認できる書類

7 支給の申請

6の報告書等を提出した者は、見舞金の支給を受けようとするときは、疾病を発症し、又はその症状を悪化させた日から起算して1年を経過する日までに、市民活動災害見舞金支給申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ア 死亡見舞金の支給の申請をする場合にあつては、死亡診断書

イ 死亡見舞金の支給の申請をする場合にあつては、申請者と死亡した保障対象者との続柄に関する市町村長の証明書

ウ 死亡見舞金の支給の申請をする場合であつて、申請すべき同順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者が連署した代表者選任届

エ 重度障害見舞金の支給の申請をする場合にあつては、障害に係る診断書

オ その他市長が必要と認める書類

8 支給の決定

市長は、7の申請書等の提出があつたときは、その内容を審査し、見舞金を支給すべきものと認めるときは、市民活動災害見舞金支給決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

9 支給の請求

8の規定による通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、速やかに市民活動災害見舞金支給請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

10 支給

市長は、9の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、見舞金を支給するものとする。

11 調査

- (1) 調査の必要があると認めるときは、市長は、見舞金の支給決定を受けた者に対し、書類の提出を求め、又は職員に当該状況について調査若しくは質問をさせることができる。
- (2) 見舞金の支給決定を受けた者は、正当な理由がない限り、(1)の調査を拒んではならない。

12 支給決定の取消し

市長は、支給決定者が次のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ア 偽りその他の不正な手段により見舞金の支給を受けたとき又は受けようとしたとき。
- イ その他この要領に違反したとき。

13 見舞金の返還

市長は、12の規定により見舞金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に見舞金が支給されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

14 委任

この要領に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

様式第1号

吹田市市民活動中疾病発症等報告書

年 月 日

吹田市長宛

報告者 住 所
氏 名

次のとおり報告します。

疾病を発症し、又はその症状を悪化させた者	住 所				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	性別	男・女	
疾病の発症等日時	年 月 日 ()		時	分ごろ	
疾病の発症等場所					
疾 病 名					
従事し、又は参加していた市民活動	名 称				
	実施日時	年 月 日 ()	時 分～	時 分	
	実施場所				
疾病の発症等の状況					
<p>上記のとおり相違ないことを認めます。</p> <p style="text-align: right;">市民活動団体の代表者又は事業の主催者</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>					

※ 添付書類

- (1) 市民活動の内容が確認できる書類
- (2) 市民活動に従事し、又は参加していたことが確認できる書類

吹田市市民活動災害見舞金支給申請書

年 月 日

吹田市長宛

申請者 住 所
氏 名

下記のとおり市民活動災害見舞金の支給を申請します。

記

支給申請額 金 円

※ 添付書類

- (1) 死亡見舞金の支給の申請をする場合にあつては、死亡診断書
- (2) 死亡見舞金の支給の申請をする場合にあつては、申請者と死亡した保障対象者との続柄に関する市町村長の証明書
- (3) 死亡見舞金の支給の申請をする場合であつて、申請すべき同順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者が連署した代表者選任届
- (4) 重度障害見舞金の支給の申請をする場合にあつては、障害に係る診断書
- (5) その他 ()

様

吹田市市民活動災害見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった市民活動災害見舞金について、下記のとおり支給決定したので通知します。

年 月 日

吹田市長

印

記

支給決定額 金 円

吹田市市民活動災害見舞金支給請求書

年 月 日

吹田市長宛

請求者 住 所

氏 名

電話番号※

(※氏名を自署の場合は不要)

年 月 日付け吹田市 第 号で支給決定のあった市民活動災害見舞金について、下記のとおり支給の請求をします。

記

1 支給請求額 金 円

2 振込先

銀行	支店	預金の種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			